

遺言書作成講座

～遺言書を書いてみましょう！～



講師

司法書士 茂木武志

司法書士 栗林佐千子

©2019 しげき司法書士事務所、栗林司法書士事務所

1. 遺言（ゆいごん）とは？



皆さんが生前に築き上げてきた大切な財産を、死後、誰に、どのように、引き継いでもらうか、皆さん自身の意思で自由に決めておくことを遺言と言います。

遺言書には、【付言事項】という欄を設けることができ、皆さんの思い、「今までありがとう」「仲良くしてね」等ご家族へメッセージを遺すことも可能です。

©2019 しげき司法書士事務所、栗林司法書士事務所